

豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン

平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号） 一部改正

動生剤基準の豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.3、3.3.6 及び 3.3.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。